

## 新型コロナウイルス感染症関連の補助金に関するFAQ(医療機関向け)

(兵庫県健康福祉部感染症対策室感染症対策課)

令和3年6月1日

### 00.共通事項

No.	質問内容	回答
1	補助事業の対象期間はいつからいつまでですか。	令和3年4月1日～令和3年9月30日の期間内に着手し、納品、支払いが完了する事業が対象となります(国の予算措置が10月以降未定のため、9月末までとしています)。 なお、着手とは、契約書を締結する、又は発注することを指します。 ※ カード、手形による支払いの場合は、口座から引き落とされる日が支払いの完了となります。
2	補助金の交付はいつされますか。	事業が完了し(購入設備等への支払も完了しておく必要があります)、実績報告書、請求書を当課へ提出後、書類内容に問題がなければ、交付の手続きを開始します。手続き開始後、1か月以内に補助金を交付する予定です。
3	見積書の写しを添付とありますが、全ての設備・備品等の写しが必要ですか。	単価が100,000円未満のものについては、添付を省略できますが、交付申請金額の確認のため、品目や数量、単価等を示した積算内訳を提出してください。 また、ネットでの注文により、見積書の発行が難しい場合は、注文画面など価格が分かるものを添付してください。
4	設備を購入する際の条件はありますか。例えば、入札をしなければならないのでしょうか。	原則、入札又は見積もり合わせにより業者を決定してください。
5	設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。	リースの場合も補助対象となります。 設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」に含まれるため、補助対象となります(設備設置工事費は対象となりますが、検査室拡充工事を行う場合の工事費は対象外となります)。 なお、ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。
6	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。	補助事業の目的を達成したもものとして廃棄することが適切な場合は、令和3年度9月末までの廃棄に係る経費は補助対象となります。
7	厚生労働大臣が認めた台数、人数分・・・とありますが、医療現場に必要な台数、人数分・・・を申請したらいいのでしょうか。	医療現場で最小限必要な台数、人数分・・・を申請してください。確保病床等に比して、過大な場合は対象外となります。
8	同じものを他の助成事業と重複申請できますか。 (国直接執行の補助や兵庫県健康福祉部の他の補助等との同時申請)	他の助成事業と重複申請はできません。

9	本補助金により取得した設備を新型コロナウイルス感染症患者以外(目的外使用)に使用することは可能ですか。	新型コロナウイルス感染症患者以外での使用は認められません。新型コロナウイルス感染症以外の患者の使用を前提とする場合(新型コロナウイルス感染症が終息した場合での使用を含む)は、自己資金での対応をご検討ください。 なお、取得後、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、県(厚生労働大臣)の承認が必要となります。
10	補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要ですか。	新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、補助事業の目的に反しているわけではないので、県(厚生労働大臣)の承認を受けずに廃棄することが可能です。 なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。
11	今回の補助金は、国の会計検査の対象となりますか。また、書類の保存などで留意すべき事項はありますか。	国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。当該補助金で購入した設備については、他の目的で使用することがないよう留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は5年間は他と区別して保管してください。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管することになりますので、ご注意ください。 また、会計検査を受検される際は、現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、その際にご協力をお願いします。 なお、証拠書類等を紛失した場合や事前の承認なく処分・譲渡等した場合などには、国から補助金返還を命じられるケースもあるので十分注意してください。

#### 04.新型コロナウイルス感染症対策事業(入院病床の確保)

No.	質問内容	回答
1	補助の対象となる者	県が依頼し、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保した医療機関(協力医療機関)
2	協力医療機関とはどのようなものですか。	個室を設定して疑い患者等を受け入れ、必要な救急医療等を提供する医療機関のことです。国指定要件やこれまでの病床確保実績等を踏まえ、県が指定します。
3	補助の対象となる経費	県の依頼に基づき病床を確保した期間内において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために確保した病床(休止病床含む)の病床確保料が対象となります。病床確保料は、「それぞれの基準額×空床数(休止病床数)」で算出ください。 なお、稼働病床の病床確保の対象は空床に係る経費であるので、新型コロナウイルス感染症患者等の入院期間中は対象となりません(診療報酬で対応)。

4	協力医療機関における補助額	<p>基準額(下記参照)と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の金額が補助額となります。</p> <p>○稼働病床の病床確保料(1床当たり)  ICU病床:301,000円/日  HCU病床:211,000円/日  その他の病床:52,000円/日  ※療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合は、一般病床に病床種別を変更し、受け入れてください。</p> <p>○休止病床の病床確保料(1床当たり)  ICU病床:301,000円/日  HCU病床:211,000円/日  療養病床:16,000円/日  その他の病床:52,000円/日</p>
5	補助の対象となる期間	令和3年度中に県の依頼に基づき病床を確保した期間が対象となります(令和3年4月1日~令和3年9月30日の期間内に確保した病床が対象)。
6	協力医療機関において、多床室を個室として使用するため、患者が使用しない病床を休止病床にせざるを得なかった場合、その休止病床は補助の対象となりますか。	<p>補助の対象となります。例えば、4床室を個室として使用した場合に、他の3床を休止せざるを得ないときは、1床は稼働病床の病床確保(入院期間は除く)として、他の3床は休止病床の病床確保として補助の対象となります。</p> <p>他の理由で休止病床にせざるを得ない場合は、図面等により休床の範囲等について、感染症対策課と協議いただきますようお願いいたします。</p>
7	感染症病床は本事業の病床確保の対象となるのでしょうか。	<p>感染症指定医療機関の感染症病床については、本事業の病床確保の対象となります。</p> <p>なお、本事業により新型コロナウイルス感染症に係る病床確保を行っている期間は、医療施設運営費等補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。医療施設運営費等補助金の交付申請に当たっては、本事業の対象とした期間を差し引くこととなります。</p>
8	県の確保病床は、「感染拡大期」や「小康期」などのフェーズに応じて段階的に変化するが、フェーズに応じた病床数が当該補助金の対象となりますか。	<p>県の依頼によるフェーズに応じた確保病床数が対象となります。</p> <p>例えば、感染拡大期に県から4床の確保依頼があり、感染増加期に8床の確保依頼があった場合は、その期間に応じて確保病床数を計算して合算のうえ交付申請してください。</p>
9	SCUやCCU等のユニットはどう算定すればいいですか。	SCUはICUの単価を、CCUはHCUの単価を使用してください。